

蟹谷小学校いじめ防止基本方針

小矢部市立蟹谷小学校

(1) いじめ防止に向けての基本認識

① いじめの定義

- ・いじめとは、当該児童等が一定の人間関係にある他の児童等に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等の心身の苦痛を感じているものをいう。

② 基本認識

- ・すべての児童を対象に、いじめに向かわせないためのいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。いじめ防止等の対策を行うことにより全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう教育委員会と学校、地域、家庭その他の関係者と連携し、それぞれの役割を自覚し、地域ぐるみでいじめの問題を克服することを目指して行う。

③ 全教職員で確認すること

ア いじめは絶対に許されない。

イ いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

ウ いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる。

(2) いじめの防止等に関する具体的な方策

① いじめの未然防止

- ・いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

ア 児童理解を深める取組

- ・Q-U調査を行う。
- ・児童全員に定期教育相談を各学期に行う。

イ 自尊感情を高める取組

- ・学習規律を明確にし、「学習集団づくり」や「あったか言葉」の取組を全校体制で行う。
- ・差別につながる言動には、毅然とした態度で粘り強い指導を行う。

ウ 命や人権を尊重する心を育てる取組

- ・感染症等の予防方法について指導するとともに、感染拡大を防ぐための衛生行動は家族や友達、周りの人の命を大切にするために必要なことと考え、実践できるように支援する。
- ・道徳科の授業で、いじめに関する資料や命を大切にすることを扱う。（年2回）
- ・ネットいじめを含め、いかなる場面でもいじめは許されないことを徹底する。

エ 保護者と連携した取組

- ・PTAの協力を得て、家庭でも「あったか言葉」について考える機会を設ける。

オ ネットトラブルについて

- ・SNS等の適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進める。

② いじめの早期発見

- ・些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、早い段階から関わりをもつ。
- ・毎日の健康観察や日記、児童との雑談や普段の生活の様子から情報を集め、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談・確認に努める。
- ・教育相談やアンケート調査等を定期的に行い、調査に基づいた教育相談の充実を図る。（年3回）
- ・相談室や保健室等を活用し、学級担任以外にも相談できる相談体制の充実を図る。

③ いじめの早期対応

- ・いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童の安全を確保し、関係児童に対し事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携して対応する。

④ 基本的な対応策

- ・いじめが発見された場合は、関係教師等によるチームを編成し、教職員による情報交換や共通理解を図り、指導方針を明確化して対応する。
- ・聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を行う。
- ・いじめを受けた児童に対しては、本人の心の痛みに寄り添い、安全と安心を取り戻すための継続的なケアに努める。また、いじめを行った児童に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。
- ・教育委員会へ報告し、連携を図る。(必要に応じ、児童相談所や警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。)
- ・調査等で分かった事実を保護者へ報告し、今後の対応についての理解と協力を求める。
- ・ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行い、児童の生命や身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教育委員会や警察と連携して対応する。

⑤ 再発防止

- ・同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。

⑥ 具体的な対策

- ・いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。
- ・関係児童の見守りを続け、必要な支援を行う。

⑦ 重大事態への対応

- いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときについては、「小矢部市いじめ防止対策基本方針」の「第3」に準じ、教育委員会に報告し、連携して対応する。

(3) いじめ対策のための組織（いじめ対策委員会）

① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学級担任、通級指導、養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等を要請する。）

② 役割

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識の啓発（校内研修、随時の情報交換）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめ事案（重大な事案を含む）への対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	
4月	・前年度の実態についての共通理解	随時、気になる事柄についての情報交換 および児童、保護者からの相談の対応 定期的な生徒指導委員会の実施
5月		
6月	・いじめ調査の実施 ・保護者アンケートの実施 ・Q-U調査 ・定期教育相談（担任による全員面接、希望者による担任以外面接）	
7月	・生徒指導委員会①	
8月	・生徒指導についての校内研修会	
9月		
10月		
11月 月上旬	・いじめ調査の実施 ・保護者アンケートの実施 ・Q-U調査 ・定期教育相談（担任による全員面接、希望者による担任以外面接） ・生徒指導委員会②	
12月	・保護者会における啓発活動	
1月	・いじめ調査の実施 ・保護者アンケートの実施 ・Q-U調査	
2月 月上旬	・定期教育相談（担任による全員面接、希望者による担任以外面接） ・生徒指導委員会③	
3月	・次年度への引継ぎ	

(5) 家庭や地域との連携

- ・児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域、学校がいじめ問題について協議する機会を設けるなど、地域や家庭と連携した対策を推進する。
- ・蟹谷小学校いじめ対策基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との連携・協力を図る。
- ・PTAや学校評価委員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ・スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。